○厚生労働省経済産業省令第一号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）第三十六条第四項において準用する同法第十二条第二項の規定に基づき、鉱業に係る労働災害防止協会に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成

鉱業に係る労働災害防止協会に関する省令の一部を改正する省令

鉱業に係る労働災害防止協会に関する省令（昭和三十九年通商産業省労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（安全管理士の資格） **第一条**　労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号。以下「法」という。）第三十六条第四項において準用する法第十二条第二項の厚生労働省令、経済産業省令で定める資格を有する者は、安全管理士については、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。次条第二号において同じ。）または高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。次条第二号において同じ。）において鉱業に係る学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程（次条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した者を含む。）で、その後七年以上の鉱業に係る実務の経験を有するもの 二　（略） （衛生管理士の資格） **第一条の二**　法第三十六条第四項において準用する法第十二条第二項の厚生労働省令、経済産業省令で定める資格を有する者は、衛生管理士については、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　（略） 二　学校教育法による大学または高等専門学校において労働衛生に係る学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後七年以上の労働衛生に係る実務の経験を有するもの 三　（略）	（安全管理士の資格） **第一条**　労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号。以下「法」という。）第三十六条第四項において準用する法第十二条第二項の厚生労働省令、経済産業省令で定める資格を有する者は、安全管理士については、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下次条第二号において同じ。）または高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下次条第二号において同じ。）において鉱業に係る学科を修めて卒業した者で、その後七年以上の鉱業に係る実務の経験を有するもの 二　（略） （衛生管理士の資格） **第一条の二**　法第三十六条第四項において準用する法第十二条第二項の厚生労働省令、経済産業省令で定める資格を有する者は、衛生管理士については、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　（略） 二　学校教育法による大学または高等専門学校において労働衛生に係る学科を修めて卒業した者で、その後七年以上の労働衛生に係る実務の経験を有するもの 三　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省令第九号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十五条第三項第五号の規定に基づき、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画期間における日本船舶の隻数の増加の割合） **第五条**　法第三十五条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合は、百分の百二十とする。	（計画期間における日本船舶の隻数の増加の割合） **第五条**　法第三十五条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合は、百分の二百二十とする。